

**応募締切**  
9月30日(日) (当日消印有効)

・内容は未発表のものに限りません。  
・内容は未発表のものに限りません。

・氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校名など)を明記してください。  
・内容は未発表のものに限りません。

問い合わせ・提出先 〒168-18505 東京都杉並区高井戸西3-15-24 日本年金機構サービス推進部サービス推進グループ「わたしと年金」担当  
☎03(5344)1100  
電子メール  
watashito-nenkin@nenkin.go.jp

## 「わたしと年金」 エッセイ募集中

応募者や家族などの身近な人と公的年金制度との関わりについて、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイを募集します。

**募集内容** 公的年金の大切さ、公的年金との関わり、または社会保障としての公的年金の意義などに関するエピソードを盛り込んだ作品

**応募資格**  
一般、学生・生徒(中学生以上)

**応募要領**  
・郵送または電子メールで、日本年金機構「わたしと年金」担当宛てに提出してください。  
・日本語で10000〜20000文字以内とし、4000字詰め原稿用紙の場合、3枚から5枚、WORD文書形式による場合は、原稿横書き(A4版、40字×35行)としてください。

※電子メールによる提出は、当日午後6時まで

**表彰**  
・最優秀賞 1人  
・優秀賞 2人  
・入選 若干名

※受賞者には、表彰状と記念品を贈呈します。

**発表など**  
・日本年金機構ホームページに、最優秀賞をはじめとする優秀作品を全文掲載することで発表します(11月下旬予定)。その他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載を行う予定です。

・入賞作の著作権は日本年金機構に帰属しますが、内容は本人の責任とします。また、応募作品は返却しません。

## ～夫から妻へ 妻から夫へ～ 第8回 「夫婦の手紙・絵手紙」作品募集

口に出しては言えない日頃の感謝の思いを込めてー。  
「いつもありがとう！」心では思ってもなかなか言えない言葉。手紙をとおして自分の一番大切な人、一番の理解者、自分を愛してくれる人に想いを伝えてみませんか？



問い合わせ先 商工観光課 ☎0968 (25) 7223

### 募集要項

- ・応募期限 9月30日(日) (当日消印有効)
- ・応募資格は問いません。
- ・応募は封筒1通につき1作品とします。
- ・A4サイズ400字詰め原稿用紙1枚以内。絵手紙は、はがきサイズ。専用の応募用紙はホームページ、商工観光課、菊池夢美術館、各物産館などにあります。(募集期間中のみ)
- ・住所、氏名、年齢、職業、電話番号、誰に宛てた手紙か(夫から妻へ・妻から夫へ)を明記すること。
- ・応募作品は未発表に限りません。
- ・応募作品は返却しません。
- ・応募作品についての一切の権利を菊池市が有します。
- ・表彰式は11月22日(木)予定。入賞者への連絡をもって結果発表に代えます。
- ※全作品は11月22日(木)〜平成25年1月20日(日)まで菊池夢美術館に展示します。



### 賞の内容

- ・夫婦の手紙大賞 1編
- ・韓国ソウル2泊3日ペア招待券
- ・最優秀賞 2編
- ・菊池温泉ペア宿泊券
- ・優秀賞 5編
- ・菊池特産品詰め合わせセット
- ・佳作 10編
- ・菊池市第3セクター共通お買物券 2000円分



### 応募先

〒861-1392  
菊池市限府888  
菊池市役所商工観光課内「夫婦の手紙・絵手紙」作品募集係

## 後納制度(国民年金保険料の納付期限の延長)が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかし、保険料を納めなかった期間がある場合や資格取得などの届け出忘れにより、国民年金の加入期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなったりすることがあります。(保険料納付や免除などの合計が25年(300月)未満の場合)

このような事態を避けるために、昨年法律が改正され、10月1日から国民年金保険料を納めることができ、期間が過去2年から過去10年に延長される後納制度が始まります。具体的には、平成14年10月以降の納めなかった保険料を納めることができるようになります。(※)

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの人は、納めることができませんのでご注意ください。なお、後納保険料を納付するためには事前申し込み審査することになります。



審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へ問い合わせください。

※後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

問い合わせ先  
・国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570(011)050  
・熊本西年金事務所 ☎096(355)3261